

学校いじめ防止基本方針

標茶町立沼幌小学校

1. いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ等の防止の対策を組織的に行う。

《いじめの定義》 次の要件が満たされている場合、いじめとして対応する。

- (1) 一定の人的関係にあること(学校外の塾やスポーツ少年団なども含めて)
- (2) 心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット上のものも含めて)
- (3) 行為のと対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていること

※インターネットを通じた誹謗中傷などは、本人が気づかず、心理的苦痛を感じない場合でも、いじめと同様の対応をする。

《いじめの解消》 ※判断基準

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
◇ 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月間継続している。(いじめの重大性等から、さらに長期間に設定することもある)
- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
◇ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる。
◇ 苦痛を感じていないことを被害児童生徒本人及びその保護者に面談等で確認する。

2. いじめ対策組織の設置

いじめの防止等を実行的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

《構成員》

- ◇ 校長、教頭、生徒指導担当者、養護教諭、(場合により学級担任)

《主な活動》

- ◇ いじめの早期発見に関すること
- ◇ いじめ防止に関すること
- ◇ いじめ案件に対する対応に関すること
- ◇ 学校いじめ基本方針の見直し・点検に関すること

《開催》

- ◇ 毎学期の生徒指導交流会を定例会とし、いじめ対策委員会とケース会議の機能を持たせる。
- ◇ いじめ事案発生時は、臨時開催する。

3. いじめの防止等に関する具体的取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ① 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 保護者・地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に向けて児童会が中心となり児童の自主的な活動を推進する。
- ③ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるために、人権作文や標語づくり等を行う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ① いじめを早期に発見するために定期的にいじめ実態調査を実施する。
 - ・ 全児童を対象としたアンケート調査(年2回：6月、11月)
 - ・ 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査
- ② いじめ等の相談できる体制を整備する。
 - ・ おしゃべりタイムの活用(月1回)
 - ・ いじめ相談窓口の設置

(3) いじめに対する措置

- ① いじめアンケート調査等によりいじめを発見した場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防ぐため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ 「いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者との連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(4) 重大事案への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を標茶町教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、該当事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(5) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態を把握及びいじめに他する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適切に事項の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。